



新年のご挨拶；中央地区里親会 会長 太田 正一（北海道里親会連合会 会長）

新年あけましておめでとうございます。

昨年6月に寺山前会長の後任として、北海道里親会連合会の会長という大任を受けてから半年が過ぎました。道内8地区の里親会へのご挨拶を兼ねて、各地区の研修会に参加させていただきました。どこの地区に参加しても感じることは、里子に対する温かい心遣いと、里親会の発展を思う熱い気持ちであり、またそれぞれの地域の特性を生かした活動をされていることです。本当に頭の下がる思いをいたします。

昨年は児童福祉法が改正され、社会的養護のあり方に新たなステップが始まったと考えます。とくに、子どもの権利が明記されたこと、「家庭的」ではなく「家庭と同様」の養育環境における養育を推進することが示されたことに、大きな変化を感じます。今年はそれらの理念を具体化するために、いろいろな施策が実施されることと思われま

す。家庭養護をいっそう進めていくために、里親の数が増えることに加えて、里親としての資質の向上が求められています。児童相談所や里親支援専門相談員など関係機関・組織と連携しながら、里親会として里親および子どもたちに対する支援をいっそう強めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。本年も皆さまにとって良い年であることをお祈り申し上げるとともに、微力ながら里親の一人として、今年も動き回ることをお伝えして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



お知らせ；クリスマス・プレゼントを贈りました

毎年の恒例となっていますが、養育里親さんのもとで暮らしている子どもさん達に、中央地区里親会からささやかなクリスマス・プレゼントとして図書カードを贈りました。中央児童相談所から提供を受けた11月1日の時点での養育状況に拠っていますので、それ以後に委託された子どもさんには送られていませんが、ご了解をお願いいたします。もし間違いがありましたら、事務局にご連絡をくださるよう、お願いいたします。



お知らせ；ランドセルの寄贈について



昨年に引き続いて「株式会社セイバン」様から、この春に小学校へ入学する子どもたちにランドセルが寄贈されることになり、北海道里親会連合会事務局から該当者の報告をするよう依頼を受けました。該当する子が一人いたのですが、祖父に買ってもらう約束があるとのことで、今年は該当者なしで報告しました。

来年もおそらく同じプレゼントの申し出があると思われま

お知らせ；中央地区里親会報「わらび」第40号をお届けします

今年度も多くの会員と関係機関の皆さまのご協力とご支援をいただき、会報「わらび」第40号を発行することが出来ました。事務局からの依頼に応じて、お忙しい中でお執筆くださった方々に感謝いたします。年に一度の発行ではありますが、児童福祉に関わる方々や里親・里子の日頃の思いが詰まった貴重な一冊だと思います。まだ書かれていない方には、ぜひ次号への投稿をお待ちしています。

あなたの笑顔が見たいから

中央地区里親会



## 情報：平成26年度 JX-ENEOS奨学助成について

社会福祉法人 全国社会福祉協議会による J X - E N E O S 奨学助成が今年度も実施されます。本助成は、J X グループによる「J X - E N E O S 童話基金」からのご寄付に基づき、その目的は、児童養護施設、母子生活支援施設および里親家庭に生活する児童等が、高校卒業後に大学、短大、専門学校等への進学を希望する場合に、支度費等の一部を助成することによって進学を金銭面から援助し、もって社会的自立を支援することにあります。



- 対象者：高校卒業後、平成29年度に大学、短期大学、専門学校等への進学を予定している①児童養護施設に入所している児童、または退所した20歳未満の方、②母子生活支援施設に入所している児童、または退所した20歳未満の方、③里親家庭に措置されている児童、または措置解除後に引き続き里親家庭で同居している20歳未満の方。
- 助成金額：一人あたり10万円（返済義務無し）
- 申請方法：里親家庭の場合は里親が申請者となります（児童本人の申請は出来ません）。
- 申請書提出締めきり：平成29年2月17日（金）、当日消印有効、郵送のみ受付
- 選考・助成方法：主催者が設置する審査委員会が申請書類に基づいて審査し、助成の可否を決定し、3月下旬ころ郵送で通知し、銀行口座へ送金。
- 申請書の提出先：社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部
- 実施要項および申請書は、該当する児童が措置されている中央地区里親会の会員に事務局から送ります。ご質問などありましたら事務局にお問い合わせください。

## 情報：平成29年度家庭福祉対策関係予算案の概要について

平成29年度に向けた各省庁の予算要求がまとまり、次の通常国会に提案されます。私たち里親に関係のある「家庭福祉対策関係予算案の概要」が全国里親会から情報として伝えられました。平成28年度予算額が4,543億円だったのに対し、平成29年度は4,809億円と6%近く増額されています。



とくに改正児童福祉法の施行を踏まえ、家庭養護、家庭的養護の推進などを実施するための必要な予算（1,456億円）を確保することにより、社会的養護の一層の推進を図るとありますが、あくまで予算案が通ることが先決ですし、具体的なことは新年度になります。

1. 家庭養護の推進 虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもについて、家庭における養育環境と同様の養育環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進める。
  - (1) 里親支援事業の創設 従来の里親支援機関事業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。
  - (2) 里親手当の改善 里親制度の推進を図るため、里親手当を改善する。里親手当 72,000円→86,000円。
2. 家庭的養護の推進
  - (1) 児童養護施設の小規模化の推進
  - (2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施
3. 被虐待児童などへの支援の充実
  - (1) 個々の子どもの状況に応じた自立支援の充実
    - 児童自立生活援助事業（仮称）の創設 20歳から22歳の年度末までの大学等就学中の者への支援。
    - 社会的養護自立支援事業（仮称）の創設 大学等に就学していない児童養護施設等（里親を含む）の入所児童等についても同様に、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を行う。